

<h1>静岡市報</h1>	No. 191
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

告 示

静岡市告示第87号

静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

2 静岡市指定代理金融機関の表中

「

株式会社静岡中央銀行 静岡支店	静岡市葵区常磐町二丁目1 番地	本店、支店及び出張所
--------------------	--------------------	------------

を

」

「

株式会社静岡中央銀行 静岡支店	静岡市葵区常磐町二丁目1 番地の5	本店、支店及び出張所
--------------------	----------------------	------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。